

## 福祉有償運送の「とんでもローカルルール」

### 【全般・必要性】

- ・ 市内で1団体しか登録を認めない(2団体目以降の参入は認めない)。(富山)
- ・ デマンド型乗合タクシーの運行開始後は更新登録を認めない。(山形)

### 【運送の区域】

- ・ 同一市町村内の運送に限定。(各地)
- ・ 市町村の一部地域に区域を限定(各地、過疎地に多い)。

### 【旅客の範囲】

- ・ 「その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者」に限定。(つまり、身体障害者や介護保険法に基づく要介護認定もしくは要支援認定を受けている者は利用者の対象にしない。)
- ・ 身体障害者については、身体障害者手帳の総合判定がI種の者で介護が必要な者に限定。
- ・ 「要介護3」以上の者、及びその状態と同等と認められた者に限定。
- ・ 訪問介護事業者の指定を受けて行う要介護者の運送等に限定。
- ・ 要支援の高齢者は、市役所に事前連絡して登録を認められないと利用してはいけない。(三重)
- ・ 老齢福祉年金の受給者で、本人および世帯全体が住民税非課税である者等の条件を満たす者に限定。
- ・ 「現状の活動の範囲(会員数)を超えない」に限定。
- ・ 新規登録申請時に利用者登録していた人数以上に、利用者を増やしてはいけない。(福島)
- ・ 市役所および鉄道駅から5km以上はなれた地域の居住者に限定(兵庫)

### 【料金】

- ・ 迎車回送料(利用者に乗せる前の対価)は地元タクシーが取っていないので取ってはいけない。(大阪)

### 【自動車】

- ・ セダン型車両(一般車両)の使用は認めない(=福祉車両(リフト車、スロープ車など)しか使用してはいけない。→利用者が知的障害や認知症、杖歩行の困難な場合であっても福祉車両を使用することを意味する)。(大阪、富山)。
- ・ セダン型車両は、運営協議会で協議し、合意された場合にのみ導入可。
- ・ セダン型車両は、使用車両の2分の1以下にすること。
- ・ 使用車両は、上限を3台までとする(増車制限)。
- ・ 車両に表示する「有償運送車両」の文字は、マグネット(ステッカー)ではダメ、ペンキで表示

すること（→ボランティアのマイカーを使わせないことを意味する）。（滋賀）

#### 【運転者要件】

- ・ 運転者の二種運転免許保有の義務づけ。
- ・ 第一種運転免許を有する者は「運転歴3年以上で、かつ、70歳以下」であること。
- ・ 運転者の上限年齢の目安は概ね70歳であること。
- ・ 運転者は70歳未満、免許取得5年以上であること。
- ・ 運転者は75歳未満でなければならない（静岡）
- ・ 免許停止処分が5年以上ないこと。
- ・ 運転記録証明（過去3年分）の添付を求める。
- ・ 交通違反者（事故や信号無視等を多数繰り返している者）の除外。
- ・ 運転者は、自動車事故対策機構の適性診断を受け、その結果を運営協議会に提出すること（これによって、新しい運転者は運営協議会（年3～4回）が開かれないと活動できない）。（大阪）
- ・ 運転者は、SDカード（運転履歴）をとり、運営協議会に提出すること。（大阪、愛知）
- ・ 制度化当初、運転者数を制限（マイカー持ち込みによって供給量を増やさないため）。（三重）
- ・ 運転者は、事故で減点になったら、以後2年間運転できない。（\*法令では、適性診断と講習で復帰可能）（愛知、岐阜）
- ・ 運転者は1点でも減点されれば、ボランティア運転者として登録できない。（鹿児島）

#### 【運行管理体制】

- ・ 二種免許保有者1名の配置義務づけ。
- ・ 運行管理責任者は、専従職員であること。（三重）
- ・ 点呼は必ず事務所で行わなければならない（直行は禁止）。（千葉）
- ・ 運行記録を3カ月ごとに自治体に提出しなければならない。（全国各地）

#### 【損害賠償措置】

- ・ 損害賠償措置の上乗せの義務づけ（対人無制限、対物1000万、搭乗者傷害1000万に加入すること、対人無制限及び対物500万以上の任意保険もしくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る）に加入することなど）。